J A M 政策NEWS

 2005年6月24日 第2005-63号

 【発 行】J A M

【発行責任者】大 山 勝 也

【編 集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

改正不正競争防止法原案のまま成立! 連合要求どおり営業秘密漏洩に係る退職者への刑事罰は大幅に限定

6月22日、参議院本会議で「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」の採決が行われ、 全会一致で可決・成立しました。改正の概要は次の通りです。

<趣旨>

営業秘密の侵害行為や模造品・海賊版によるブランド価値等の侵害行為対する措置を拡充し、適正な競争環境を維持するとともに、知的財産に係る裁判外紛争解決手続きにおける弁理士の役割の整備等を行う。

<改正内容>

- 1. 営業秘密の保護強化
- ① 営業秘密の国外使用・開示処罰の導入
- ② 退職者の処罰の導入

元役員・元従業員による媒体取得・複製を伴わない営業秘密の不正使用・開示について、在職中に申し込み や請託があるようなケースを処罰の対象とする。

- ③ 法人処罰の導入
 - 営業秘密にアクセスする権限がない者が行った営業 秘密侵害罪の犯人が属する法人について、法人処罰(1 億5千万円以下の罰金)を導入。
- 2. 模造品·海賊版対策
- ① 著名表示の冒要行為への刑事罰の導入
- ② 商品形態模倣行為への刑事罰の導入
- ③ 税関での水際措置の導入
- 3. 罰則の強化

3年以下の懲役または300万円以下の罰金から、原則として5年以下の懲役または500万円以下の罰金へ

連合は、特に営業秘密の刑事的保護の強化の中の、営業秘密漏洩に係る退職者への刑事罰導入を安易に行うべきでないことを審議会段階から強く主張してきました。当初は、産業界を中心とする幅広く刑事罰の対象とすべきとの意見を反映し、広い要件での導入の方向性が示されていました。

労組の意見で最終報告が修正される

しかし、審議会最終報告前段のパブリックコメント募集に際して、労働組合をはじめ多くの

方から、「幅広い要件での導入は憲法で保障される『職業選択の自由』を侵害する」「企業における未然防止策が不十分な現時点での導入は拙速」等の意見を出して頂いたことにより、最終報告では大幅に修正。これをもとに策定された法案は、連合としても賛成できる内容となったのです。

職業選択の自由に配慮など付帯決議も

同法案は、衆議院経済産業委員会で4項目、 参議院経済産業委員会で3項目の附帯決議が行われました。連合の強い要望もあり、行政に対して「職業選択の自由に十分に配慮すること」「安易な流出につながらないよう従業者を大切にする企業風土の醸成に努めること」「良好な労使慣行の維持に努めることにより安易な秘密漏洩が生じないよう指導すること」などを求める内容が盛り込まれました。

私たちの取り組みが成果をあげた

改正法を受けて企業に対する「営業秘密管理 指針」が改定される予定。その策定作業におい ても、連合は「従業員に過度の負担をかけるこ となく、企業における営業秘密の管理が徹底さ れていくこと」強く要望していくとしています。 なお、今回の取り組みについて連合は、「パ ブリックコメントで、構成組織を中心に多くの 意見を出して頂いたことが、連合の意見反映に 大きく結びついた好事例。ご協力に対し、感謝 申し上げる」と述べています。